

支 払 基 金
平成 2 7 年 3 月 1 3 日

医薬品マスターの改定について

平成 2 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 5 7 号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」の「区分番号 F 2 0 0 の注 4」の規定に基づき薬剤料逓減コードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

新規（変更区分「3」）

平成 2 7 年 4 月 1 日適用

医薬品 コード	医薬品名・規格名	金額 種別	金額
630010006	薬剤料逓減(60/100)(紹介率が低い大病院 30日以上投薬)	7	0.00